

第8講：博物館をめぐる最近の話題

1. 「学芸員養成の充実」

1) 「これからの博物館の在り方に関する検討委員会」

- ・平成18年（2006）年9月発足
- ・「新しい時代の博物館の在り方について」平成19年6月：第1次報告書
博物館と資料の再定義、登録基準の見直し、学芸員養成の見直し（高度化）、上級学芸員資格
- ・「学芸員養成の充実方策について」平成21年2月：第2次報告書 養成科目の変更を具体的に提言

2) 法改正

- ・博物館法の改正 平成20年（2008）6月11日
- ・博物館法施行規則の改正 平成21年4月30日

3) 学芸員養成課程の充実

- ・制度上は改正された文部科学省令（博物館法施行規則）の施行による
- ・平成24年度（2012）入学者から適用
- ・現行8科目12単位から9科目19単位へ

4) 「博物館実習ガイドライン」

- ・平成21年4月配布 大学や博物館へ
- ・校内実習2単位、館園実習（館務実習）1単位5日間以上を明記

5) 課題

- ・単位数増加により教員調達困難が生じ学芸員養成課程の廃止が進む
- ・単位数増加は理系の学芸員養成をより困難にする→理系の博物館は研究職員に学芸員資格を不問にする？

2. 指定管理者制度

2003年の地方自治法の改正により、自治体設置施設の運営団体にも民活と競争原理が取り入れられた

1) 制度導入以前の状況

- ・自治体設置の財団が運営を受託（随意契約）
- ・受託団体／職員に欠けていた経営／自立／自立意識
- ・制度上も自助努力ができない（入館者増が博物館の予算増／評価に結びつかない）
- ・結果、活気のない／うらぶれた博物館、役所に準じた利用者に不便なサービス

2) 導入による結果

- ・特定組織との随意契約から競争（提案運営内容の比較＝プロポーザル）による契約へ
- ・変更初年には給与水準の格差（公務員並み→8割）により経費節減を実現
- ・役場職員の定数制限から外れ、学芸員を増員できた例もある
- ・契約による業務なので内容が限定的になる→専門職員が研究しづらくなった
- ・相変わらずのお役所対応も見られる

3) 事例

- ・北海道立北方民族博物館 従前とおなじ財団法人が受託（北方文化振興財団）
- ・足寄動物化石博物館 館長が退職後に自らNPO法人を設立して受託（あしよろの化石と自然）
- ・北海道立釧路芸術館 雇用対策？（NTT北海道グループ（テルウェル・NTT-F）共同事業体）
- ・青森県営浅虫水族館 在籍職員が会社を設立して受託（青森水族館管理株式会社）
- ・岐阜県世界淡水魚園水族館アクア・トトぎふ 30年の契約期間（（株）江ノ島マリンコーポレーション）

4) 課題

- ・共通サービス提供施設（図書館、ホール、スポーツ施設、福祉施設）と同一の制度導入
- ・契約期間が4年という事例が多く、長期的な運営が困難
- ・実績を持たない組織の受託による混乱
- ・同一職場に異なる職制が導入されることでチームワークが困難
- ・職員の指揮命令系統が不明

→学芸員が自治体職員、館長が指定管理者側なら上司は誰か

→資料の所有権は自治体、借用は館長宛か

→銃刀法により展示の届出が発生（地方公共団体が展示する場合は免除）

これは日本の法体系の官尊民卑の表れなので指定管理者制度の問題ではないが

- ・採算が困難

乃村工藝社7施設（長崎歴史文化博物館、佐賀県宇宙科学館、葛飾柴又寅さん記念館、青森県立三沢航空科学館、埼玉県立川の博物館、高浜市やきもの里かわら美術館、壱岐市立一支国博物館）でも採算とれるか？

3. 震災

1) 文化財レスキュー事業

2) 日動水の活躍

3) 個人の活動

4) 海外からの応援

5) 再開

- ・アクアマリン福島7月15日再開館